

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 2 月 14 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第 2 号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例(平成 20 年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「又は附則第 12 条」を「、第 12 条又は附則第 15 条」に、「保険料」を「被保険者均等割額」に改め、同条第 2 号中「保険料」を「被保険者均等割額」に改め、同条第 5 号中「均等割額」を「被保険者均等割額」に改め、同条第 6 号中「又は附則第 10 条及び附則第 13 条」を「、第 10 条、第 13 条又は附則第 16 条」に、「均等割額」を「被保険者均等割額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。